

最高裁秘書第4084号

令和元年8月20日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

実務修習及び集合修習の成績が二回試験の合否にどのような影響を与えるか  
が分かる文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

平成31年1月10日付け（同月15日受付）

2 答申番号

令和元年度（最情）答申第29号

（担当）秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）